

令和2年度第4回東広島市入札監視委員会会議概要

- 今回の入札監視委員会については、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、会議は開催せず、書類の回議をもって会議に代えることとしました。

1 会議名

令和2年度第4回入札監視委員会

2 入札監視委員会委員

横山委員、岩元委員、石垣委員、中本委員、佐野委員

3 会議の概要

(1) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について

ア 入札方式別発注工事の状況

イ 指名除外措置の運用状況

(2) 検証対象工事の検証について

ア 小学校施設整備事業、中学校施設整備事業

志和中・（仮称）志和小学校増築工事及び大規模改造工事

イ 令和2年度 土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業

豊栄地区災害復旧工事（2-3）

ウ 令和2年度 上水道拡張事業 入野・河内地区連絡管布設工事

エ 令和2年度 農業用施設災害復旧事業 河内地区災害復旧工事(2-10)

オ 令和2年度 土木施設災害復旧事業 黒瀬地区災害復旧工事（2-6）その2

4 審議の内容

別紙のとおり

(1) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について

別紙

項目	質問・意見	回答
ア 入札方式別発注工事の状況	条件付一般競争入札で、入札参加者数が1者のみ、かつ、落札率が100%ないし99%台と極めて高率の案件が多いように見受けられますが、時期的な要因や工事種別の特性等、何らかの想定される背景的事情があるのでしょうか。	平成30年7月豪雨災害からの早期の復旧・復興を図るため、今年度においても災害復旧工事を中心とした発注を行っております。 災害復旧工事において、建設業者の技術者・労働者不足を要因とする入札不調は改善傾向にありますが、発注件数の多さから入札参加者は少ない傾向にあり、競争原理が働きにくい状態が続いていると考えられます。
	舗装工事を行った案件の中で、15者の入札参加者のうち、12者が最低制限価格未満のため無効となったものがあります。何が原因として考えられますか。	舗装工事は、過去の入札実績を見ても比較的に入札参加者が多く、競争率が高い業種となっております。 また、今回の入札はランダム係数が高かったことにより最低制限価格が上がり、その影響で無効となった業者が多かったと考えられます。
イ 指名除外措置の運用状況	措置理由の「正当な理由なくして契約を履行しなかったため。」とした案件がありますが、どのような内容なのですか。	本案件は、当該事業者が従業員の確保について目途が立たず、工事の着手が困難になったことを理由として、「建設工事請負契約履行不能届」を提出したことによる指名除外措置です。
	措置理由を「随意契約に係る競争見積において、見積辞退の意思表示なくして見積書の提出を行わず、2回目の入札不参加となったため。」とした案件がありますが、業者に何らかの事情があったのでしょうか。	見積書提出に係る認識の錯誤によるものです。
	市が行う見積依頼は、辞退の意思表示をせずに辞退した場合、指名除外の対象となるのでしょうか。または、一度であれば問題なく、回数を重ねることが指名除外の対象となるのでしょうか。事業者によっては、災害対応による多忙さや人手不足等により、辞退などの事務的な手続きまで手が回らないといった状況も生じるのではないかと推測致しました。	本案件のように、見積依頼されていたにも関わらず、見積辞退の意思表示なくして見積書の提出が無かった場合、1回目は文書による注意、2回目は指名除外の措置を取っております。 ご指摘の内容を踏まえて、辞退届の取扱いについては今後検討してまいります。
	指名除外期間について、その行為の内、作為的、怠慢、故意・偽装など不正行為の場合は、数カ月程度ではなく、数年、永年にするなどの措置が必要と考えますが、どうでしょうか。	工事請負契約に係る指名停止等の措置については、国土交通省が定める「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき、指名除外の期間も含めて各県、各市町がこれを準用し、要綱に定めております。 このため、指名除外期間については、市の建設業者等指名除外基準要綱に規定する範囲内で、事例等の対応状況を踏まえた上で運用しております。 なお、当該業者が極めて悪質な事由や結果を生じさせた場合、同要綱において、指名除外の期間を当該期間の2倍(最大36か月)に延長する場合がございます。

(2) 検証対象工事の検証について

項目	質問・意見	回答
ア 小学校施設整備事業、中学校施設整備事業 志和中・(仮称)志和小学校増築工事及び 大規模改造工事	入札参加者数が1者で、本件工事の参加者が少ない原因として何が考えられますか。	比較的規模が大きく、長期間の工事であることから、元請監督実績のある監理技術者を専任で配置すること、及び作業員を確保することが困難であったのではないかと推測されます。
イ 令和2年度 土木施設災害復旧事業・ 農業用施設災害復旧事業 豊栄地区災害復旧工事(2-3)	余裕期間制度適用工事とされていますが、実工期自体を長く設定するのではなく、実工期とは別に余裕期間を設定する当該制度の発注者側の実益及び受注者側の実益としてどういったことが想定されるでしょうか。 また、本件工事につき同制度を適用することとした理由について、説明してください。	余裕期間制度を適用した災害復旧工事における発注者側の利点としては、指定する一定期間内で受注者が工事開始日等を柔軟に選択できるようにすることで、計画的な発注による工事の平準化や、入札に参加し易い環境を整えることが可能になります。 受注者側の利点としては、主任技術者又は監理技術者の配置が比較的容易になるため、効率的で円滑な施工時期の選択が可能になると考えられます。 災害復旧工事につきましては、できる限りこの制度を適用することとしております。 本案件につきましても、余裕期間制度を適用することで、受注業者の施工体制の確保が図られ、受注しやすくなることを期待し、発注しております。
ウ 令和2年度 上水道拡張事業 入野・河内地区連絡管布設工事	入札参加者数が多い一方、落札率も低く、競争性が強く働いた入札結果に見えますが、当該工事の入札意欲が高かった背景としてはどのようなことが想定されますか。	今年度においても災害復旧工事を中心とした発注を行っており、一般工事の発注が抑えられていることから、今年度の水道管布設工事の発注件数は、昨年度と比較して少なくなっております。 このため、対象業者の入札参加意欲が高くなったと考えられます。
エ 令和2年度 農業用施設災害復旧事業 河内地区災害復旧工事(2-10)	この工事は多くの一般競争入札の工事よりも予定価格が大きいです。何故、この工事は一般競争入札ではなく随意契約になったのでしょうか。	工事の発注は、原則として一般競争入札によることとしていますが、本案件につきましては、急を要する工事であること及び隣接する工事と密接不可分の状況であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第6号に該当するため、随意契約により発注したものです。
オ 令和2年度 土木施設災害復旧事業 黒瀬地区災害復旧工事(2-6)その2	この工事は多くの一般競争入札の工事よりも予定価格が大きいです。何故、この工事は一般競争入札ではなく随意契約になったのでしょうか。	工事の発注は、原則として一般競争入札によることとしていますが、本案件につきましては、応札者がいなかったため、その緊急性からやむを得ず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号に基づく随意契約によることとしたものです。